

**「今後の学級編制及び教職員定数の改善」
に関する基礎資料**

**文部科学省
初等中等教育局財務課**

「今後の学級編制及び教職員定数の改善」に関する基礎資料

<目次>

- これまでの教職員定数等の改善経緯 P. 1
- 学級編制の仕組みと運用について（義務） P. 3
- 学級編制の仕組みと運用について（高校） P. 5
- 平成21年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況について P. 6
- 公立小・中学校の学級規模別の在籍児童生徒数 . . . P. 9
- 学級規模の基準〔国際比較〕 P. 10
- 一学級当たり児童生徒数〔国際比較〕 P. 11
- 教員一人当たり児童生徒数〔国際比較〕 P. 12
- 教職員定数の算定について（義務） P. 13
- 加配教職員定数について（義務） P. 15
- 教職員定数の算定について（高校） P. 16
- 加配教職員定数について（高校） P. 19
- 公立小・中学校教員の採用者・退職者数の推移 . . . P. 20
- 公立小・中学校年齢別教員数 P. 21
- 児童生徒数の推移等 P. 22
- 学校が抱える問題の状況、習熟度別少人数指導の割合等について P. 23
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申） P. 24
- 平成22年度予算 教員が子どもと向き合う時間の確保と新学習指導要領の円滑な実施のための指導体制整備（案） . . P. 25

これまでの教職員定数等の改善経緯

I 公立義務教育諸学校

(1) 公立義務教育諸学校の教職員定数の改善経緯

区 分	第1次 34'～38'	第2次 39'～43'	第3次 44'～48'	第4次 49'～53'	第5次 55'～3'	第6次 5'～12'	第7次 13'～17'
内 容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
改善増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
自然増減	△18,000人	△77,960人	△11,801人	38,610人	△57,932人	△78,600人	△26,900人
差引計	16,000人	△16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	△48,200人	0人

(注) 上記のほか、以下のとおり措置を実施。

昭和54年度 15,979人 (改善増3,254人、自然増 12,725人)

平成4年度 △10,646人 (改善増1,054人、自然減△11,700人)

平成18年度 △1,000人 (改善増 329人、自然減△1,000人、合理化減△329人)

平成19年度 △ 900人 (改善増 331人、自然減△ 900人、合理化減△331人)

平成20年度 △ 300人 (改善増1,195人、自然減△ 1,300人、合理化減△195人)

平成21年度 △ 1,100人 (改善増1,000人、自然減△ 1,900人、合理化減△200人)

(2) 公立小中学校の学級編制の標準の改善経緯

区 分	第1次 34'～38'	第2次 39'～43'	第3次 44'～48'	第4次 49'～53'	第5次 55'～3'	第6次 5'～12'	7次 13'～17'
学級編制の標準	50人	45人			40人		

Ⅱ 公立高等学校

(1) 公立高等学校の教職員定数の改善経緯

区 分	第 1 次 37' ~41'	第 2 次 半数県 42' ~46' 半数県 44' ~48'	第 3 次 49' ~53'	第 4 次 55' ~ 3'	第 5 次 5' ~12'	第 6 次 13' ~17'
内 容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施等	小規模校・通信制課程の改善等	習熟度別学級編成等	全日制の普通科等40人学級の実施及び多様な教科・科目の開設等	少人数による授業等、特色ある高校への加配、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
改善増	11,573人	16,216人	7,116人	10,238人	23,700人	7,008人
自然増減	39,089人	△15,245人	15,738人	32,114人	△37,500人	△23,200人
差引計	50,662人	971人	22,854人	42,352人	△13,800人	△16,192人

(注) 上記のほか、平成4年度に△2,899人(改善増2,701人(うち学級編制の弾力化1,904人)、自然減△5,600人)を措置。

(2) 公立高等学校の学級編制の標準の改善経緯

区 分	第 1 次 37' ~41'	第 2 次 半数県 42' ~46' 半数県 44' ~48'	第 3 次 49' ~53'	第 4 次 55' ~ 3'	第 5 次 5' ~12'	第 6 次 13' ~17'
学級編制の標準	50人	45人			40人	

学級編制の仕組みと運用について（義務）

○学級編制の標準

<小・中学校>

	小学校	中学校
同学年の児童で編制する学級	40人	40人
複式学級（2個学年）	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人

<特別支援学校（小・中学部）>

6人（重複障害 3人）

《参考》

○小学校設置基準（文部科学省令）
（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○学級編制の考え方

原則として、学級は同学年の児童生徒で編制するもの。ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる。

学級編制の標準は、1学級あたりの人数の上限を示したもの。

したがって、各学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数（1未満の端数切り上げ）が当該学年の学級数になる。

（例） 35人の学年	→	1学級	〔35人〕
65人の学年	→	2学級	〔32人、33人〕
122人の学年	→	4学級	〔30人、30人、31人、31人〕

○個別の学校の実情に応じた学級編制の弾力的運用

学級編制は、通常、年度始めの都道府県が定める基準日における児童生徒数に基づいて行われるが、個別の学校ごとの実情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、市町村別の教職員定数等の範囲内で学級編制の弾力的な運用が可能。

(例)

- ① 中学校2年時に生徒数が81人で3学級としていたところ、進級時に1人が転出してしまうため2学級となるところを、教育的配慮から3学級を維持する場合
- ② 小学校5年時に児童数が80人で2学級としていたところ、進級時に1人が転入してきたことにより3学級となるところを、卒業を控えていることへの教育的配慮から2学級のまま据え置き、教員1人を少人数指導等に活用する場合
- ③ 小学校第2学年の児童数が81人で3学級で、第1学年の児童数が80人で2学級のところ、新入学児童の状況に配慮して、第1学年も3学級とする場合

○学級編制の弾力化

1. 児童生徒の実態等を考慮して、全県一律に国の標準（40人）を下回る一般的な学級編制基準を設定することが可能。
2. 加配定数の活用が可能。

この結果、平成21年度においては、46道府県において、小学校の低学年を中心に40人を下回る少人数学級が実施されている。

学級編制の仕組みと運用について（高校）

○学級編制の標準

<高等学校>	40人
<特別支援学校(高等部)>	8人（重複障害 3人）

《参考》

○高等学校設置基準(文部科学省令)
(授業を受ける生徒数)

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

○学級編制の弾力化

やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が、生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、国の標準(40人)とは異なった学級編制が可能。

平成21年度において学級編制の弾力化を 実施する都道府県の実況について

編制人員 学年区分	30人	31～34人	35人	36～39人	実態に 応じて 実施	純計
小学校1・2学年	12県	3県	22道府県	2県	10府県	41道府県
3・4学年	—	1県	9県	1県	11府県	20府県
5・6学年	—	1県	8県	2県	10府県	20府県
中学校	6県	4県	22道県	1県	11府県	38道府県
純計	13県	5県	32道府県	3県	12府県	46道府県

文部科学省調査

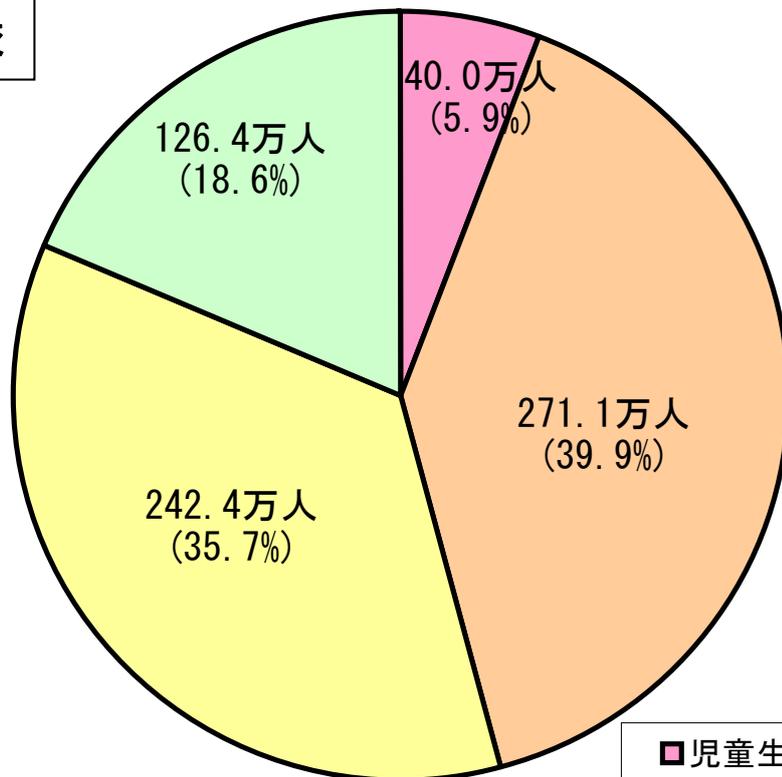
- ※1. 「実態に応じて実施」とは、地域や学校に応じ、児童生徒の実態を考慮して少人数学級を行っているものである。
- ※2. 「純計」は、縦の区分（例えば小学校1・2学年と5・6学年）及び横の区分（例えば30人と実態に応じて実施）で複数実施している県数を除いた数である。

都道府県	校種	学年	概要
北海道	小 中	1・2年 1年	学年2学級以上で、1学級の平均児童・生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
青森県	小 中	1・2年 1年	学年2学級以上の学校で33人以下学級
岩手県	小 中	1・2年 1年	35人以下学級 35人以下学級の編制可(市町村教委からの要望)
宮城県	小 中	1・2年 1年	35人以下学級
秋田県	小 中	1・2年 1年	学年2学級以上の学校で30人程度学級
山形県	小 中	全学年 1年 (2年)	学年児童数67人以上、学年2学級以上の学校で21～33人学級(市町村教委からの要望) 学年生徒数67人以上、学年2学級以上の学校で21～33人学級又は少人数指導を学校長が選択(市町村教委からの要望、中学2年は一部実施)
福島県	小	1・2年	30人以下学級
	中	3～6年	30人程度を基準とした個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委の判断)
		1年	30人以下学級
	中	2・3年	30人程度を基準とした個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委の判断)
茨城県	小	1・2年	児童数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級
栃木県	中	全学年	35人以下学級
群馬県	小	1・2年	30人以下学級
	小	3・4年	35人以下学級
埼玉県	小	1・2年	児童生徒の実態を考慮した35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	児童生徒の実態を考慮した38人以下学級(市町村教委からの要望)
千葉県	小 中	1・2年 1年	38人以下学級
神奈川県	小・中	全学年	研究指定校による35人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も対象、市町村教委からの要望)
新潟県	小	1・2年	32人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も含む。市町村教委からの要望)
	中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
富山県	小	1・2年	研究指定校において35人以下学級
	中	1年	研究指定校方式による少人数(35人以下)学級又は少人数指導を、市町村教委が校長の意見を聞き選択
石川県	小	1・2年	1学級の平均児童数が35人を超える学年で35人以下学級又はT・Tを学校長が選択
	中	1年	平均生徒数が35人を超える場合に35人以下学級(学校長が選択)
福井県	小	5・6年	36人以下学級
	中	1年	30人以下学級
		2・3年	34人以下学級
山梨県	小	1・2年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
長野県	小	1～6年	35人以下学級
岐阜県	小	1・2年	学年2学級以上で、35人以下学級
静岡県	中	1・2年	学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(下限25人、市町教委からの要望)
愛知県	小	1・2年	研究指定校において35人以下学級
	小・中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	研究指定校において35人以下学級
三重県	小	1・2年	30人編制下限25人(学年児童数73～80人、及び97人以上が対象)
	中	1年	35人編制下限25人
	小・中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)

都道府県	校種	学年	概要
滋賀県	小	1～3年	35人以下学級
	中	4～6年	児童の実態や教育課題を考慮し、少人数指導またはいずれか1つの学年での35人以下学級を学校長が選択
京都府	小・中	1年	35人以下学級
	小・中	全学年	少人数教育を実施するために特に必要がある場合に30人程度の学級編制
大阪府	小	1・2年	35人以下学級
	小・中	全学年	1学級当たり児童生徒数が35人を超える特定の学年で個別の実情を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
兵庫県	小	1～4年	研究指定校において35人以下学級(市町村教委からの要望)
奈良県	小	1～3年	研究指定校において少人数学級を実施
	中	1年	
和歌山県	小	全学年	研究指定校において学年3学級以上の学校で35人以下学級、学年2学級以下の学校で38人以下学級
	中	全学年	研究指定校において35人以下学級
鳥取県	小	1・2年	30人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	33人以下学級(市町村教委からの要望)
島根県	小	1・2年	1学級当たり児童数が31人以上の学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
岡山県	小	5・6年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	全学年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(3・4学級は市町村教委からの要望)
広島県	小	1・2年	学年3学級以上の学校で35人以下学級
山口県	小	1・2年	35人以下学級
	中	3～6年	35人以下学級(市町村教委からの要望)
徳島県	小	全学年	35人以下学級(中2・3年生は市町村教委からの要望)
	中	1年	
香川県	小	1・2年	35人以下学級
	中	1年	
愛媛県	小	6年	学年児童数106人以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	全学年	学年生徒数106人以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
高知県	小	1年	35人以下学級
	中	2～6年	
福岡県	小	全学年	児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
	中	全学年	
佐賀県	小	1～4年	研究指定校において少人数学級を実施(小1・2は30人学級編制、小3・4は35人学級編制、中1・3は30人学級編制)
	中	1・3年	
長崎県	小	1年	1学級当たり児童生徒数が平均で35人を超える学年で研究指定校において少人数学級を実施(市町村教委からの要望)
	中	1年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で35人以下学級又はT・Tを市町村教委が選択
熊本県	小	1年	3学級以上で、1学級の生徒数が平均35人を超える場合、35人以下学級又はT・Tを市町村教委が選択
	中	1年	30人以下学級(教室不足等により実施できない場合を除く)
大分県	小	2・6年	35人以下学級(教室不足等により実施できない場合を除く)
	中	1年	
宮崎県	小	1・2年	35人以下学級
	中	1年	30人以下学級(20人下限)
鹿児島県	小	1・2年	学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級
	中	1年	モデル校で30人以下学級・35人以下学級を試行
沖縄県	小・中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
	小	1・2年	学年児童数36人以上の学校で30人以下学級
沖縄県	小	1年	生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校のうち研究指定校において35人以下学級
	中	1年	児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で30人学級編制(下限25人)及び35人学級編制
沖縄県	小	2年	児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で30人学級編制(下限25人)及び35人学級編制

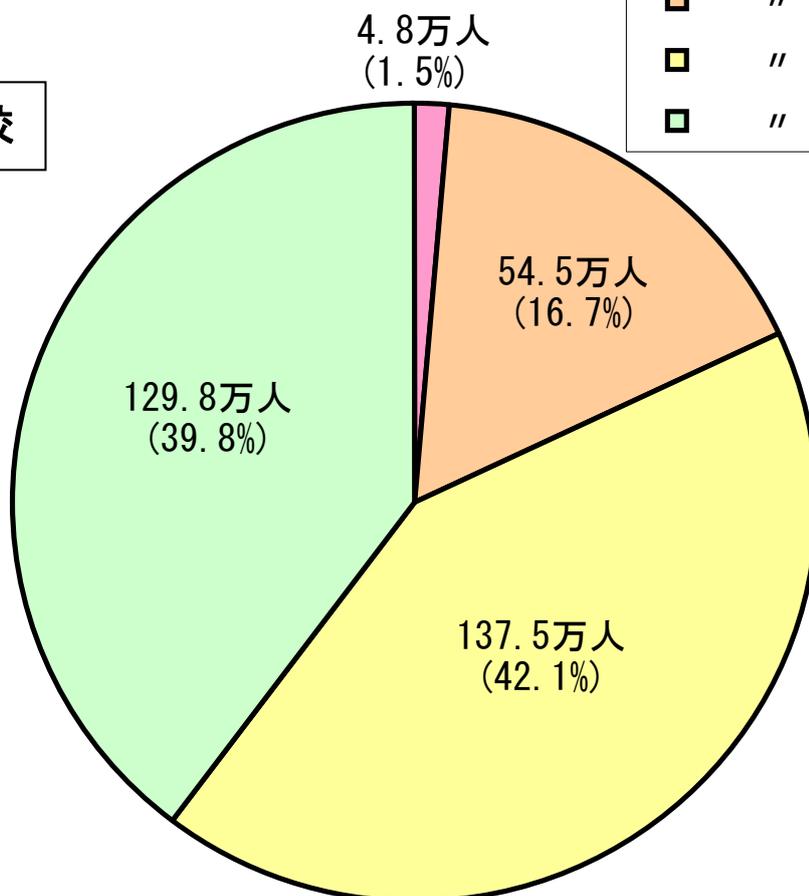
公立小・中学校の学級規模別の在籍児童生徒数数(平成21年5月1日)

小学校



■	児童生徒数	20人以下
■	〃	21~30人
■	〃	31~35人
■	〃	36人以上

中学校



(学校基本調査)

学級規模の基準 [国際比較]

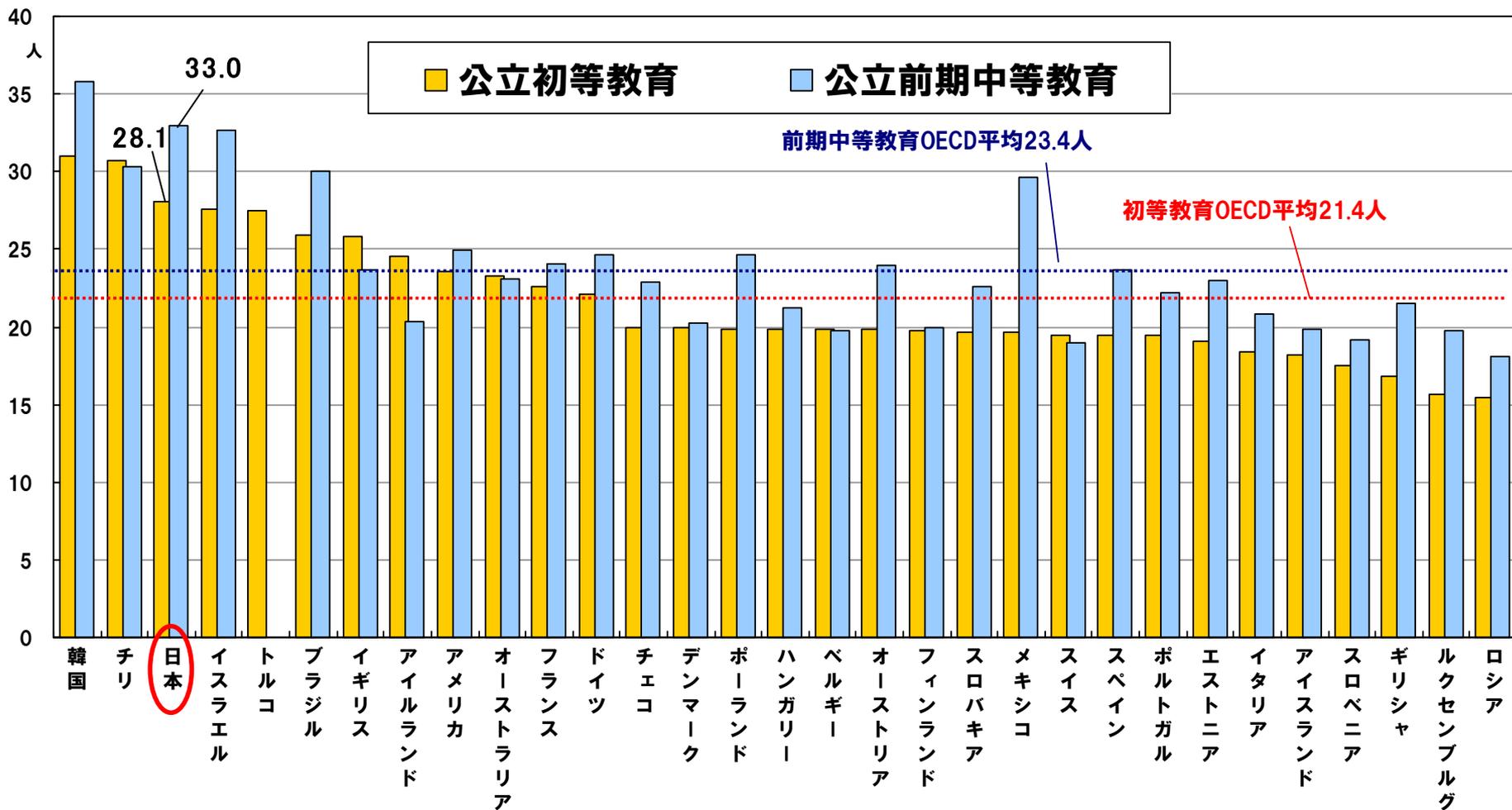
(公立)

	学校種	学級編制基準
アメリカ (ケンタッキー州 の場合)	初等・中等学校 ※ 初等学校、中等学校の在学 年数は州によって異なる	(上限) 就学前教育～第3学年 24人 第4学年 28人 第5～6学年 29人 第7～12学年 31人
イギリス	小学校 中等学校	第1-2学年 30人 (上限) 第3-6学年 なし なし
フランス	幼稚園・小学校 中等学校 前期・コレージュ 後期・リセ	なし (児童数と地域事情に応じて、国の地方事務所 (県レベル) が教員数と 1学級当たり平均児童数を決定。教員当たり平均児童数は17-20) なし (生徒数と地域事情に応じて、国の地方事務所 (地域圏レベル) が教員 数を決定。教員当たり平均生徒数はコレージュで21-24人)
ドイツ (北ライン・ ヴェストファーレン州 の場合)	基礎学校 中等教育 ハウプトシューレ ギムナジウム	(標準) (範囲) 第1-4学年 24人 18-30人 第5-10学年 24人 18-30人 第5-10学年 28人 26-30人
日本	小学校 中学校 高校	40人 (上限) 40人 (上限) 40人 (標準)

一学級当たり児童生徒数 [国際比較]

国公立学校での平均学級規模(2007年)は、初等教育28.1人、前期中等教育33.0人であり、OECD平均を上回り、もっとも高い国の一つ。

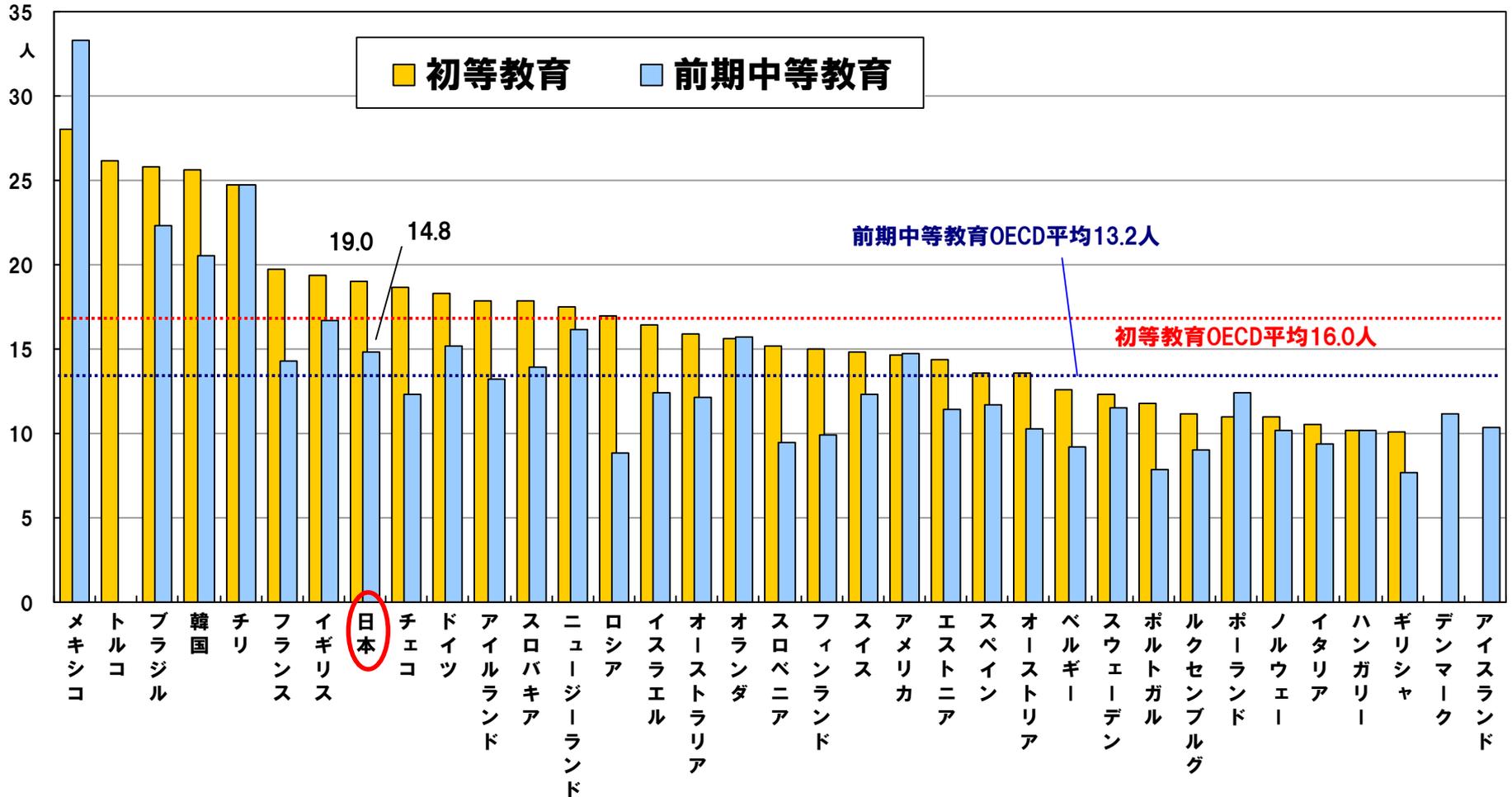
(日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる)



教員一人当たり児童生徒数 [国際比較]

日本の国公立学校での教員1人当たり児童生徒数(2007年)は、初等教育19.0人、前期中等教育14.8人であり、OECD平均を上回る。

(日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国比較のため校長・教頭を除いていることなどによる)



前期中等教育のうち、アイルランド、オーストラリア、オランダ、ルクセンブルグ、ロシアは中等教育合計の数値を使用した

教職員定数の算定について（義務）

義務標準法に基づく標準定数は、都道府県ごとに置くべき義務教育諸学校の教職員の総数を算定するもの（義務標準法第6条等）。都道府県は、これを標準として、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等、養護教諭、栄養教諭等、事務職員、特別支援学校の教職員の定数を条例で定める。

小・中学校

○校長 学校に1人

○教諭等（副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭を含む）

①学級数に応じて、必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乗ずる率を設定。例えば、3学級の中学校には9人の教員（校長を含む。）が配置できるよう計数を設定している。

（乗ずる率の例）

小学校

中学校

1学級及び2学級の学校の学級総数 × 1.000

1学級の学校の学級総数 × 4.000

3学級及び4学級の学校の学級総数 × 1.250

2学級の学校の学級総数 × 3.000

5学級の学校の学級総数 × 1.200

3学級の学校の学級総数 × 2.667

⋮

⋮

②教頭（副校長）の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 24学級以上の学校に+1人

④分校の管理責任者 分校に1人

③生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人

中学校 18～29学級の学校数に1人

30学級以上の学校数に2/3人

⑤寄宿舎舎監

寄宿児童生徒数 40人以下の学校に1人

〃 41～80人の学校に2人

〃 81～120人の学校に3人

〃 121人以上の学校に4人

○養護教諭

- ①原則学校に1人（3学級以上の学校）
- ②複数配置
小学校 児童数851人以上の学校に+1人
中学校 生徒数801人以上の学校に+1人

○栄養教諭・学校栄養職員

- ①給食単独実施校 児童生徒数550人以上の学校に1人
" 549人以下の学校に1/4人
- ②共同調理場 児童生徒数に応じて1~3人

○事務職員

- ①原則学校に1人（4学級以上の学校）
※3学級の学校には3/4人
- ②複数配置
小学校 27学級以上の学校に+1人
中学校 21学級以上の学校に+1人

特別支援学校

○校長 学校に1人

○教諭等（副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭を含む）

- ①学級数に応じた定数
小・中学校に準拠
- ②教頭（副校長）の複数配置・生徒指導担当
小・中学部計27学級以上の学校に+2人
中学部18学級以上の学校に+1人
- ③教育相談担当教員
児童生徒数に応じて1~3人
- ④自立活動担当教員
障害種別に学級数に応じて加算
- ⑤分校の管理責任者 分校に1人
- ⑥寄宿舎舎監
寄宿舎児童生徒数 80人以下の学校に2人
" 81~200人の学校に3人
" 201人以上の学校に4人

○養護教諭

- ①学校に1人
- ②複数配置
児童生徒数61人以上の学校に+1人

○寄宿舎指導員

- 寄宿舎児童生徒数 × 1/5人
（肢体不自由は1/3人）

○栄養教諭・学校栄養職員

- 給食実施校に1人

○事務職員

- 小学部を置く学校に1人
中学部を置く学校に1人

加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導等の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える問題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているもの。

平成22年度予算(案)における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどきめ細かな指導方法改善	(+2,052人) 41,123人
通級指導対応 (法15条2号)	比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導対応	(+1,418人) 4,340人
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	(+250人) 6,677人
主幹教諭の配置 (法15条3号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	(±0人) 1,448人
研修等定数 (法15条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	(+313人) 5,484人
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	(+47人) 282人
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	(+47人) 279人
事務職員 (法15条4号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	(+73人) 872人
合 計		(+4,200人) 60,505人

※上段()書きは対前年度増減。

教職員定数の算定について（高校）

高校標準法に基づく標準定数は、都道府県又は市町村ごとに置くべき公立高等学校等の教職員の総数を算定するもの（高校標準法第7条等）。都道府県又は市町村は、これを標準として、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等、養護教諭、栄養教諭等、事務職員、特別支援学校の教職員の定数を条例で定める。

高等学校

○校長 学校に1人

○副校長、教頭

収容定員が201人以上の学校に1人

〃 681人以上の複数学科設置校に1人

〃 921人以上の複数学科設置校以外の学校に1人

通信制の学校に1人

○教諭等（主幹教諭・指導教諭を含む）

①収容定員に応じて、必要となる教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに除すべき数を設定。

例えば、収容定員240人の全日制高校には15人の教員が配置できるよう計数を設定している。

（除すべき数の例）

全日制		定時制		通信制	
収容定員40人以下	÷ 8	収容定員 40人以下	÷ 8	生徒数 1～ 600人	÷ 46.2
〃 41～ 80人	÷ 11.4	〃 41～ 80人	÷ 11.4	〃 601～1200人	÷ 66.7
〃 81～120人	÷ 15	〃 81～120人	÷ 15	〃 1201人以上	÷ 100
〃 121～240人	÷ 16	〃 121～240人	÷ 18.5		
⋮		⋮			

②習熟度別指導・少人数指導

全日制

- 収容定員が 321～ 560人の学校に1人
- 〃 561～ 680人の学校に2人
- 〃 681～1040人の学校に3人
- 〃 1041～1160人の学校に4人
- 〃 1161人以上の学校に5人

定時制

- 収容定員が 441～ 920人の学校に1人
- 〃 921人以上の学校に2人

③通信制課程の大規模校加配

- 生徒数が 2401～3000人の学校に1人
- 〃 3001～3600人の学校に2人
- 〃 3601人以上の学校に3人

⑤その他学科に応じた加算

その他に農・水・工に関する学科、商業・家庭に関する学科、情報に関する学科、美術・音楽・体育に関する学科、理数科、衛生看護科、福祉科、外国語関係学科・国際関係学科、総合学科のそれぞれの学科の収容定員等を考慮して教員定数を加算。

⑥寄宿舎舎監

寄宿舎生徒数 51人以上の学校に1人

④生徒指導担当（進路指導・教育相談担当）

全日制

- 収容定員が 681～1040人の学校に1人
- 〃 1041人以上の学校に2人

定時制

- 収容定員が 441人以上の学校に1人

通信制

- 学校に1人

○養護教諭

- ①原則学校に1人（全日制は収容定員81人以上の学校）
- ②複数配置 収容定員801人以上の学校に+1人

○実習助手

- ①生徒数201人以上の学校に1人
- ②複数配置 生徒数961人以上の学校に+1人

○事務職員

- ①原則学校に1人
- ②複数配置
収容定員441人以上の学校に+1人

※実習助手及び事務職員は、上記のほか、開設する学科等を考慮して定数を加算。

特別支援学校

- 校長 高等部のみを置く学校に1人 ※小・中・高併設校は義務で算定
- 教頭(副校長)定数
 - ①原則高等部のみを置く学校に1人(6学級以上の学校) ※小・中・高併設校は義務で算定
 - ②複数配置 小・中・高等部で27学級以上の学校に1人(小・中学部で27学級以上は除く)
- 教諭等(主幹教諭・指導教諭を含む)
 - ①1学級に2人
 - ②生徒指導担当
 - 6~17学級の高等部に1人
 - 18学級以上の高等部に2人
 - ③専門教育を主とする学校への加算
 - 専門学科数×2人
 - 高等部(専門学科のみを置くものを除く)に2人
 - 高等部(専門学科のみを置くもの)に1人
 - ④自立活動担当教員
 - 障害種別に学級数に応じて加算
 - ⑤寄宿舍舎監
 - 寄宿舍生徒数 80人以下の学校に2人
 - 〃 81~200人の学校に3人
 - 201人以上の学校に4人
- 実習助手
 - 専門教育を主とする学科数に2人
 - 高等部(専門学科のみを置くものを除く)に2人
- 寄宿舍指導員
 - 寄宿生徒数× 1/5人(肢体不自由は1/3人)
- 養護教諭
 - ①高等部のみを置く学校に1人
 - ②複数配置
 - 小・中・高等部で児童生徒数61人以上の学校に1人
 - (小・中学部で児童生徒数61人以上は除く)
- 事務職員 高等部に2人

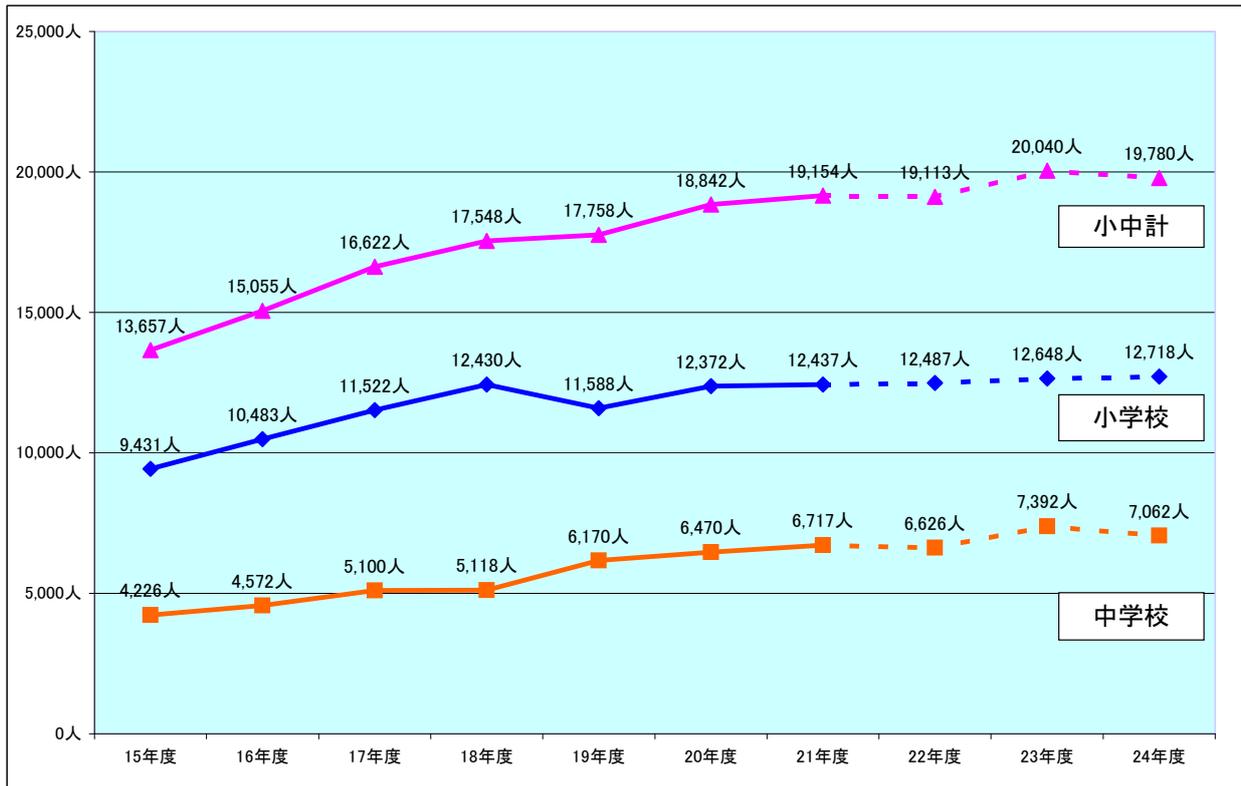
加配教職員定数について（高校）

高等学校における加配教職員定数は、少人数指導等の実施、中途退学や日本語指導の対応など、学校が個々に抱える問題解決のために、基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているものであり、学校規模等により算定される基本的な定数とともに地方財政計画人員に計上され、全額地方交付税措置がなされるものである。

平成22年度における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法改善 (法9条2項)	外国語のオーラルコミュニケーション、数学のコンピュータ授業などにおける少人数指導	2,132人
生徒支援 (法22条3号)	中途退学や日本語指導など教育指導上特別な配慮が必要な生徒対応	834人
養護教諭 (法22条3号)	事件の発生に伴う心のケアなど生徒の心身の健康への対応	47人
職業系類型・コース開設 (法22条4号)	普通科において職業系の類型・コースを開設し、多様な教育を展開	310人
多様な教科・科目開設 (法22条4号)	普通科において多数の教科・科目を開設し、多様な教育を展開	79人
研修等定数 (法22条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	2,650人
合 計		6,052人

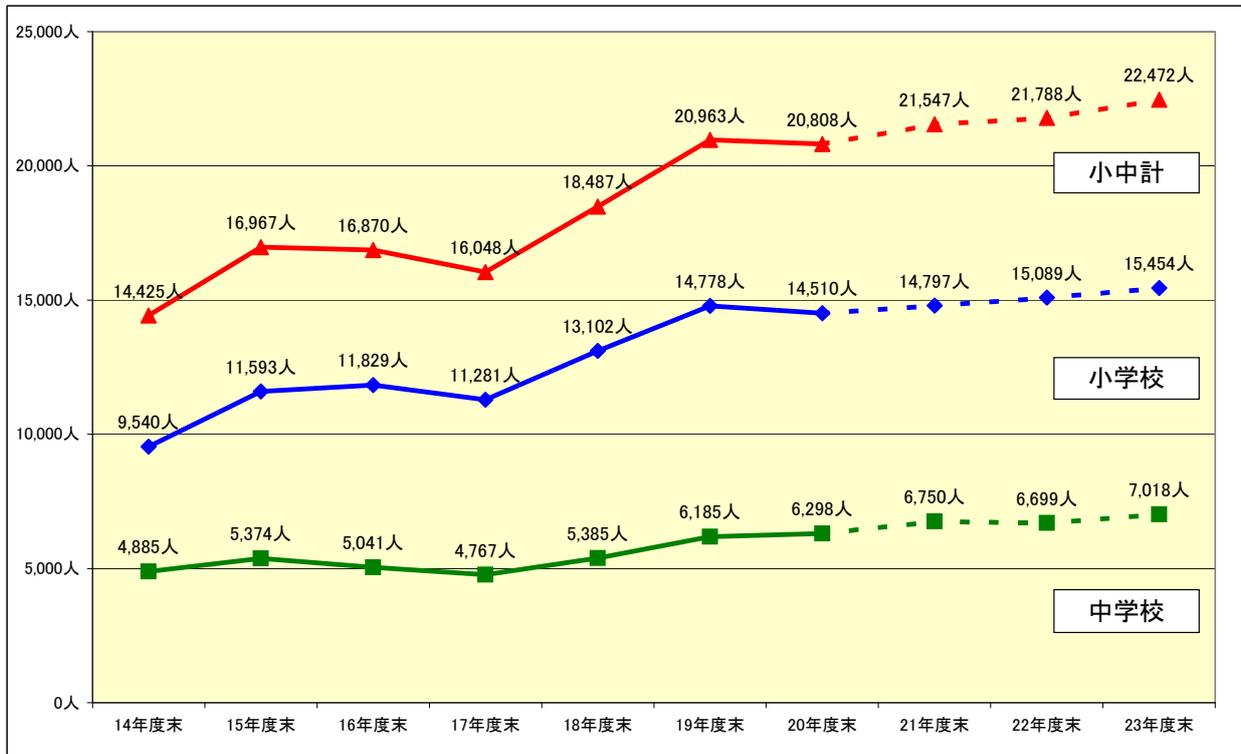
公立小・中学校教員の採用者数の推移（平成15年度～平成24年度）



（平成21年度 文部科学省調べ）

（出典）平成15～21年度は、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」（文部科学省調べ）
 平成22年度以降は、都道府県の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）
 ※養護教諭等を除く。

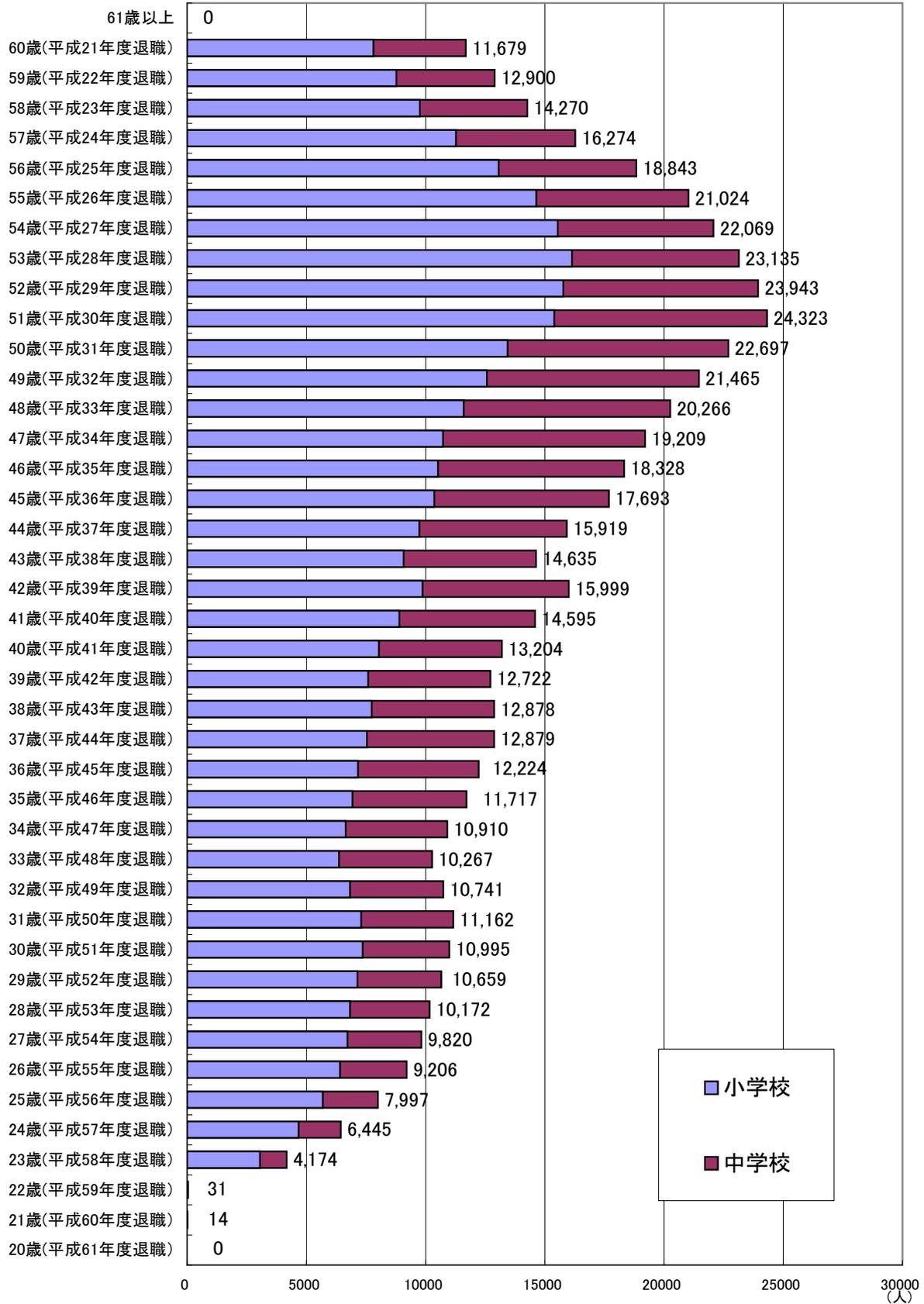
公立小・中学校教員の退職者数の推移（平成14年度末～平成23年度末）



（平成21年度 文部科学省調べ）

（出典）平成8～20年度末は、都道府県の実績の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）
 平成21年度末以降は、都道府県の推計の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）
 ※養護教諭等を除く。

公立小・中学校年齢別教員数 (22.3.31)



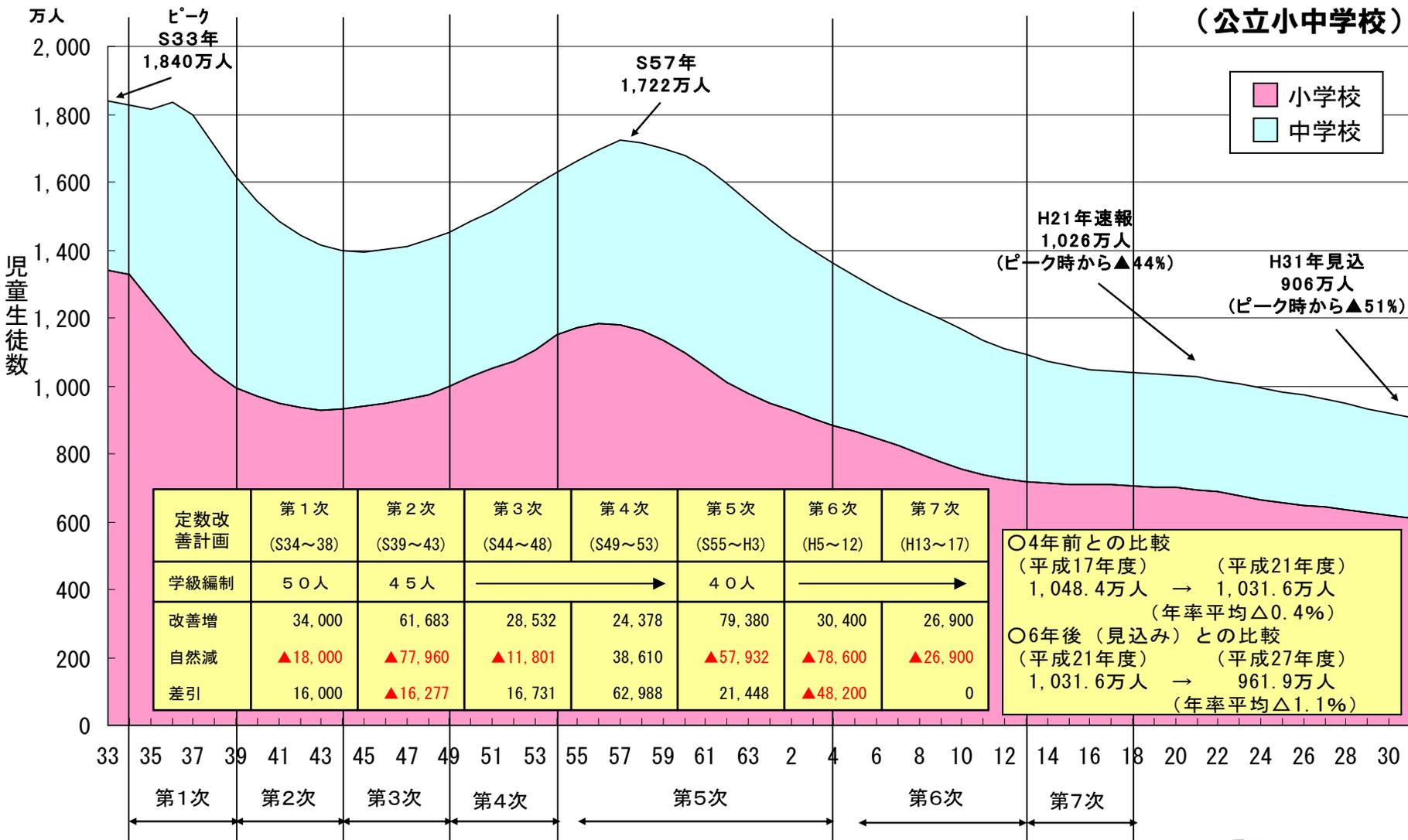
【文部科学省調べ】

〈合計〉	557,483人	44.4歳
〈小学校〉	355,134人	44.5歳
〈中学校〉	202,349人	44.3歳

○過去の学級編制基準の引下げ(第2次(50人→45人)、第5次(45人→40人))は、児童生徒数の減少に伴う教職員定数の自然減を活用し、財政負担をできるだけ抑制しつつ実現。

○近年、児童生徒数は微減(年率△0.4%)で推移してきたが、今後は年率△1%程度の減少が見込まれる。

(公立小中学校)



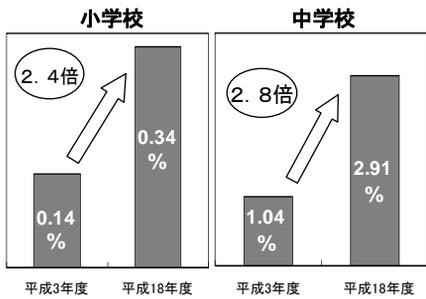
○4年前との比較
(平成17年度) (平成21年度)
1,048.4万人 → 1,031.6万人
(年率平均△0.4%)

○6年後(見込み)との比較
(平成21年度) (平成27年度)
1,031.6万人 → 961.9万人
(年率平均△1.1%)

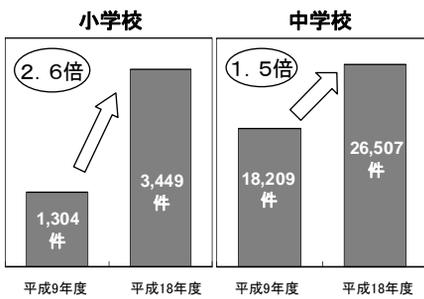
※H21の児童生徒数は学校基本調査速報値、H22以降の児童生徒数は出生数を基に推計した数。

学校が抱える問題の状況

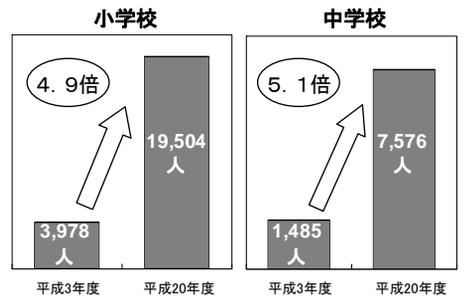
不登校児童生徒の割合



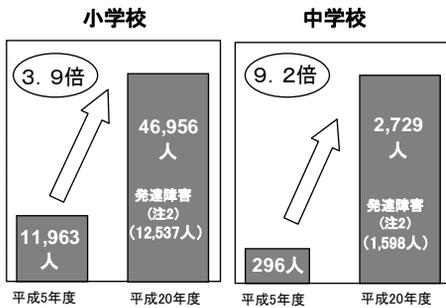
学校内での暴力行為の件数



日本語指導が必要な外国人児童生徒数

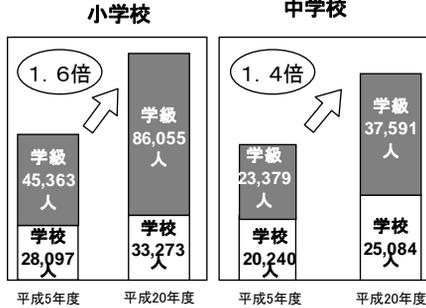


通級による指導(注)を受けている児童生徒数



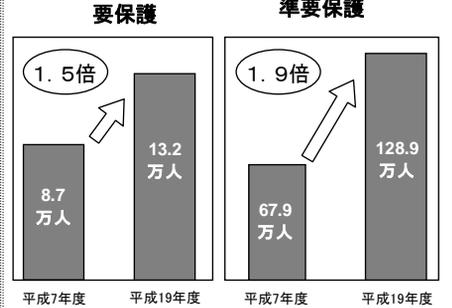
(注) 通常学級に在籍しながら週に1~8単位時間、特別な場で指導を行う教育形態
 (注2) 通級指導を受けているLD、ADHD、自閉症の児童生徒数で内数。小中学校の発達障害のある児童生徒数は約68万人と推計(H14年度)。

特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数



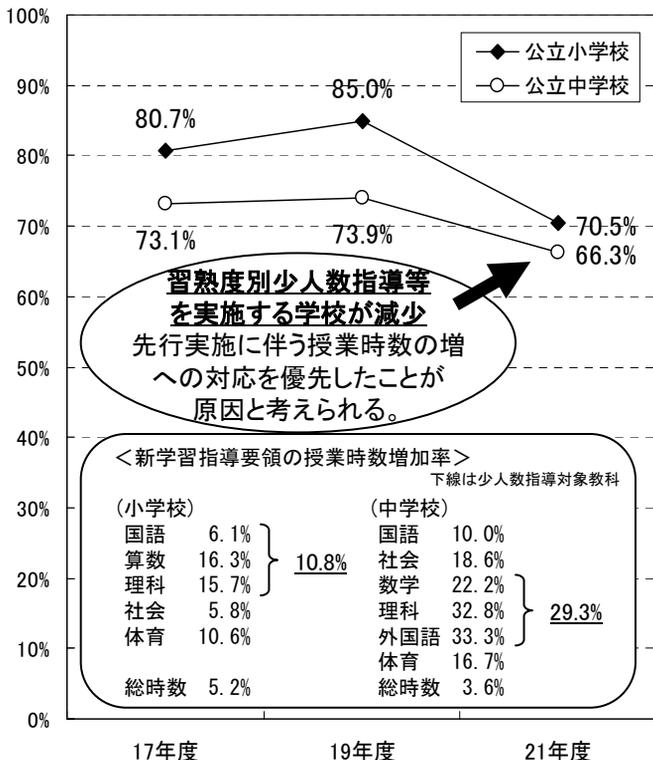
(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字。

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困難している者をいう。

習熟度別少人数指導等の実施校の割合

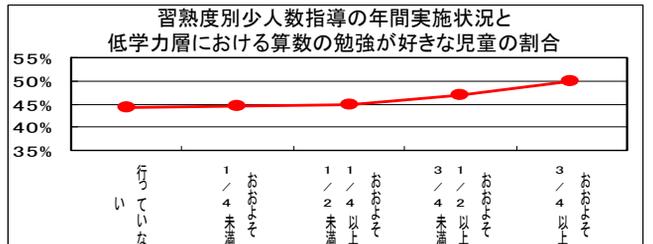


※ 数値は、公立小・中学校のうち、児童生徒の理解や習熟の程度に応じた指導を実施している学校の割合である。

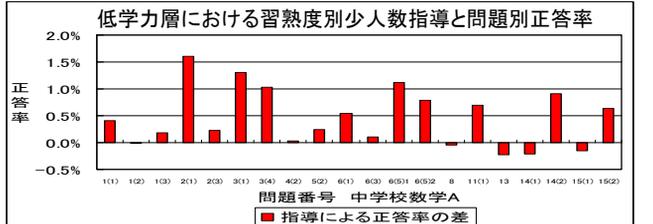
※ 数値は、年間を通じて実施するものだけでなく、ある単元の学習等の特定の時期で実施した場合、特定の学年で実施した場合も含んでいる。

習熟度別少人数指導の効果

○ 習熟度別少人数指導を行うことにより、低学力層の児童生徒の学習に対する関心・意欲・態度が高まる傾向



○ 習熟度別少人数指導を受けた児童生徒の方が、受けなかった児童生徒よりも正答率が高い



○ 習熟度別少人数指導を受けた児童生徒の方が、受けなかった児童生徒よりも無回答率が低い(=解答意欲が高い)



幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の 学習指導要領等の改善について（答申）【抜粋】

＜平成20年1月17日 中央教育審議会＞

9. 教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等

○ これまで述べてきたとおり、「生きる力」をはぐくむという理念を実現するに当たっては、個々の子どもたちの理解や習熟度に応じたきめの細かい教科指導、観察・実験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習活動、職場体験活動といった体験活動などの充実に学校全体で取り組むことが求められる。

そのためには、教師が子どもたちと向き合う時間を確保することが必要である。このため、それに要する教師数を確保する観点から、教職員定数の改善が重要である。また、外部人材の活用や地域全体で学校を支援する体制の構築なども求められる。さらに、指導方法の改善や教科書の充実などを図り、子どもたちと向き合う時間を効果的・効率的に活用する必要がある。

このように、国と地方が協力して、教職員配置、教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備を確固たるものとする必要があり、教育基本法第17条の規定により新たに政府が定める「教育振興基本計画」の作成に当たっても、この点を重視すべきである。

また、学校が、地域と連携を深めながら、人材や時間を有効に活用し、一人一人の子どもたちに対してきめの細かい指導ができるかどうかは、学校の組織力にかかっている。学校における校長を中心としたマネジメントを確立し、組織力を高めることや、そのための教育行政の支援も重要な課題である。

(1) 教職員定数の改善

○ 教師が子どもたちと向き合う時間を確保するに当たっては、何よりも教職員定数の改善が必要である。特に、学校が組織力を高めながら、一人一人の子どもたちにきめの細かい指導を行う上で、主幹教諭による学校マネジメント機能の一層の強化や教師の事務負担の軽減、習熟度別・少人数指導などのきめ細かい個に応じた指導の充実、特別支援教育の充実などが重要であり、このような観点から、必要な定数の改善を進めることが喫緊の課題である。

また、確かな学力を確立するために、年間授業時数の増加を図る場合には、定数改善をはじめ指導体制の整備を進める必要がある。

**平成22年度予算 教員が子どもと向き合う時間の確保と
新学習指導要領の円滑な実施のための指導体制整備（案）**

《義務教育費国庫負担金》

平成22年度予算案 1兆5,938億円（前年度：1兆6,483億円）

教職員定数の改善 4,200人（93億円）

①理数教科の少人数指導の充実	2, 0 5 2 人
②特別支援教育の充実	1, 7 7 8 人
○小・中学校の通級指導の充実	〔 1 4 1 8 人 3 1 3 人 4 7 人 〕
○特別支援学校のセンター的機能の充実	
○養護教諭定数の充実	
③外国人児童生徒への日本語指導の充実	2 5 0 人
④食育の充実（栄養教諭定数の充実）	4 7 人
⑤教員の事務負担の軽減（事務職員定数の充実）	7 3 人

教員給与の縮減（▲17億円）

※平成23年1月～実施

①義務教育等教員特別手当（給料の2.2%→1.5%）	▲15億円
②給料の調整額（調整数1.5→1.25）	▲2億円

《退職教員等（非常勤講師等）の活用》

平成22年度予算案 28億円（前年度：58億円）

H21 14,000人 → H22 7,000人 〈週12時間換算〉

※1/3補助金

- ・新学習指導要領の先行実施に伴う小学校の授業時数増への対応
- ・習熟度別少人数指導
- ・小1プロブレム・中1ギャップ対応
- ・不登校等の生徒指導対応
- ・外国人児童生徒への日本語指導
- ・中学校の武道の充実
- ・特別支援学校のセンター的機能の充実
- ・経験豊かな社会人の活用

等